

お願い! 意見書を書いて! 下の点線に沿って切り取り送ってください!

送り先:163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局民間開発課 宛

受付期間:1月7日～2月4日まで。※2月4日の消印まで有効。

【意見書に関するQ & A】

Q 二期事業認可申請を見るには?

1月7日から21日まで、準備組合が都に提出した申請文書を下記の場所で見ることができます。

○世田谷区役所(本庁)＝区拠点整備第二課 03(5432)2556

○準備組合事務所＝世田谷区玉川1-14-2 03(3707)0643

どンドン見に行きましょう。デジカメで撮ってきて、あとでみることもできます。区議会にはその概略が報告されています。(おもての図をご覧ください)

これを見るだけでも、申請の内容は知ることができます。

Q だれでも意見書を出し・口頭陳述できるの。

はい。どなたでも可能です。

意見書の冒頭にあるように、この再開発に「関係のある土地、建物に権利を有する」立場から意見を述べる、と記すのは、都市再開発法(16条2項)の文言をここに引いて、市民の権利として再開発に意見を述べる立場を明確にしておくためです。国交省も、「関係のある土地、建物」とは再開発地内に限定していません。

Q 口頭陳述はいつやるの?

東京都都市整備局民間開発課(03-5320-5132)に意見書・口頭陳述申し立てを提出すると後日、都から口頭陳述の時間と場所について連絡が来ます。

陳述者の都合が悪ければ、別の日時を打ち合わせることが可能です。
※陳述時間に制限を設ける法的根拠はありません。

発行元:

二子玉川の環境と安全を取り戻す会(関・3709-3652)

にこたまの環境を守る会(飯岡・3709-5835)

二子玉川東地区住民まちづくり協議会(飯泉・3707-5586)

玉川1丁目の住環境を守る会(吉倉・3707-2795)

二子玉川公園と道路を問う会

上野毛3丁目小さな森

玉川4丁目 西村

瀬田4丁目 太田

----- キリトリ線 -----

意見書

東京都知事

石原 慎太郎 様

2010年 月 日

氏名

年齢

住所

電話番号

私は、二子玉川東第二地区市街地再開発に関係のある土地、建物に権利を有する立場から意見書を出します。この再開発の事業計画は、住民の利益にも権利者の利益にも反するもので、反対です。根本的に見直してください。

なお、この意見の審査にあたっては、口頭意見陳述を申し立てます。

理由